

総括

I 総括

1 沿革

昭和 19 年 10 月	千葉県保健相談所、簡易保険健康相談所、社会保険健康相談所を統合し市川市真間町4丁目に開設された。管内(市川市、船橋市、行徳町、南行徳町、浦安町、大柏村、鎌ヶ谷村)
昭和 26 年 9 月	船橋保健所が開設されたことに伴い、船橋市及び鎌ヶ谷村が船橋保健所に移管された。
昭和 27 年 7 月	市川市八幡町 5-652 に新設移転した。
昭和 42 年 6 月	野犬等捕獲抑留に関する事務が東葛飾地区ドッグセンター(現動物愛護センター東葛飾支所)に移管された。
昭和 44 年 12 月	市川市南八幡 5-11-22 に庁舎を新築した。 (市川市の所有地 2,527.60 m ² を借地し、鉄筋コンクリート 3 階建築延面積 1,158.60 m ²)
昭和 45 年 4 月	食品衛生監視及び指導を円滑に推進するため食品衛生監視機動班が設置され、市川、船橋、松戸、柏及び野田保健所管内の監視、指導にあたった。
昭和 49 年 4 月	環境衛生課が新設された。
昭和 54 年 4 月	検査課が新設された。
平成 4 年 4 月	食品衛生課内の食品衛生監視機動班が廃止され、食品広域監視班が新設され、市川、松戸保健所管内の監視・指導にあたった。
平成 9 年 4 月	地域保健法施行にともない、総務課を除いてすべて班体制にし、新たに企画調整班を新設して、地域保健の広域的、専門的、技術的拠点として整備された。 なお、食品広域監視班の監視区域が変更になり、市川・船橋・習志野保健所管内を担当することになった。
平成 12 年 4 月	食品衛生班及び環境衛生班が廃止・統合され、生活衛生課が新設された。 なお、地域指導班、疾病対策班、精神保健福祉班、検査班が課制となり、それぞれ地域指導課、疾病対策課、精神保健福祉課、検査課が設置された。
平成 13 年 4 月	習志野保健所検査課及び船橋保健所検査課が廃止され、検査業務が市川保健所検査課に統合された。
平成 15 年 4 月	東葛南部で統合された検査業務が見直され、習志野保健所に検査課が設置された。 (船橋保健所は、平成 15 年船橋市保健所となる。)
平成 16 年 4 月	東葛飾支庁社会福祉課と統合され、名称が「市川健康福祉センター(市川保健所)」となった。 また、センター長は保健所長を兼務、副センター長は保健所次長を兼務することになった。組織も改編し、総務企画課(前総務課・企画調整班)、地域保健福祉課(前地域指導課・支庁社会福祉課の一部)、精神保健福祉課、健康生活支援課(前生活衛生課・疾病対策課・検査課)の 4 課体制となった。 なお、食品広域監視班は、習志野健康福祉センターに移設され、当センターの業務を兼務することになった。
平成 16 年 6 月	配偶者暴力支援センターを併設し、DV相談業務が開始された。
平成 17 年 4 月	精神保健福祉課が地域保健福祉課に、また健康生活支援課の検査部門が総務企画課に編入された。

平成 20 年 4 月	総務企画課の検査部門が習志野健康福祉センター（習志野保健所）検査課に統合された。食品広域監視班の名称が食品機動監視班に変更になった。
平成 25 年 2 月	庁舎の耐震改修工事に伴い、仮事務所へ移転した。（市川市市川南 1-1-1 I-link タウンいちかわザ・タワーズイースト 103）
平成 25 年 4 月	組織改正に伴い、副センター長（兼保健所次長）が 3 名となった。また、総務企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、生活衛生課の 5 課体制となった。
平成 25 年 10 月	庁舎の耐震改修工事終了に伴い、仮事務所から庁舎へ移転した。（市川市南八幡 5-11-22）

管内市町村の変遷

昭和 24 年 11 月	大柏村が市川市に合併した。
昭和 30 年 3 月	行徳町が市川市に合併した。
昭和 31 年 10 月	南行徳町が市川市に合併した。
昭和 56 年 4 月	浦安町が市政施行し、現在の管内は、市川市、浦安市の 2 市である。

表 1 歴代所長

代	氏 名	在 任 期 間	代	氏 名	在 任 期 間
初代	陳 神 伝	昭和 20. 10. 1～20. 11. 16	事務 取扱	服 部 隆 男	平成 6. 1. 1 ～ 6. 3. 31
2 代	大 石 巖	昭和 20. 11. 17～26. 7. 15	13 代	服 部 隆 男	平成 6. 4. 1 ～ 7. 3. 31
3 代	北 原 圭 三	昭和 26. 7. 16～30. 3. 31	14 代	今 留 淳	平成 7. 4. 1 ～ 9. 3. 31
4 代	高 塚 太 吉	昭和 30. 4. 1 ～36. 4. 30	15 代	井 上 孝 夫	平成 9. 4. 1 ～ 11. 3. 31
5 代	内 田 早 苗	昭和 36. 5. 1 ～39. 3. 31	16 代	安 藤 由 記 男	平成 11. 4. 1～ 16. 3. 31
6 代	坂 口 孝 友 郎	昭和 39. 4. 1 ～48. 3. 31	17 代	渡 邊 義 郎	平成 16. 4. 1～ 20. 3. 31
7 代	沖 山 鐔 三 郎	昭和 48 . 4. 1 ～55. 3. 31	18 代	児 玉 賀 洋 子	平成 20. 4. 1～ 22. 3. 31
8 代	稲 田 正 實	昭和 55. 4. 1 ～58. 3. 31	19 代	久 保 秀 一	平成 22. 4. 1～ 25. 3. 31
9 代	藤 本 辰 一	昭和 58. 4. 1 ～60. 3. 31	20 代	江 口 弘 久	平成 25. 4. 1～ 27. 3. 31
10 代	村 上 泰 邦	昭和 60. 4. 1 ～61. 3. 31	21 代	佐 久 間 文 明	平成 27. 4. 1～ 28. 3. 31
11 代	今 関 治 邦	昭和 61. 4. 1 ～平成 2. 3. 31	22 代	児 玉 賀 洋 子	平成 28. 4. 1～ 30. 3. 31
12 代	山 田 裕 巳	平成 2. 4. 1 ～ 5. 12. 31	23 代	坂 本 泰 啓	平成 30. 4. 1～

2 概 要

管内は江戸川を境に東京都と隣接するため、郊外住宅都市として高層住宅の増加と共に人口の転出入の多い地域である。

一方、湾岸部埋立て地には企業の進出が図られ、京葉工業地帯の一端を担っている。また、近年は大型リゾートを核とした大規模ホテル群が整備され、東京に最も近いリゾート地として、国内外から年間 3,000 万人を超える観光客が訪れる東京ベイエリアの重要な一角を占めている。

管轄は市川市及び浦安市の 2 市で、平成 30 年 10 月 1 日現在の世帯数は 319,197 世帯で、人口 662,202 人と増加傾向。年少人口及び生産年齢人口が減少し、老年人口が増加している地域である。

また、住民の保健医療に対する関心が高く住民のニーズに対応するため、健康福祉センターでは保健衛生及び食品・環境衛生の行政推進に、市や関係機関、関係団体と連携を強化し、地域の公衆衛生の向上に努めている。

3 管内の状況

(1) 管内の人口及び世帯等の概況

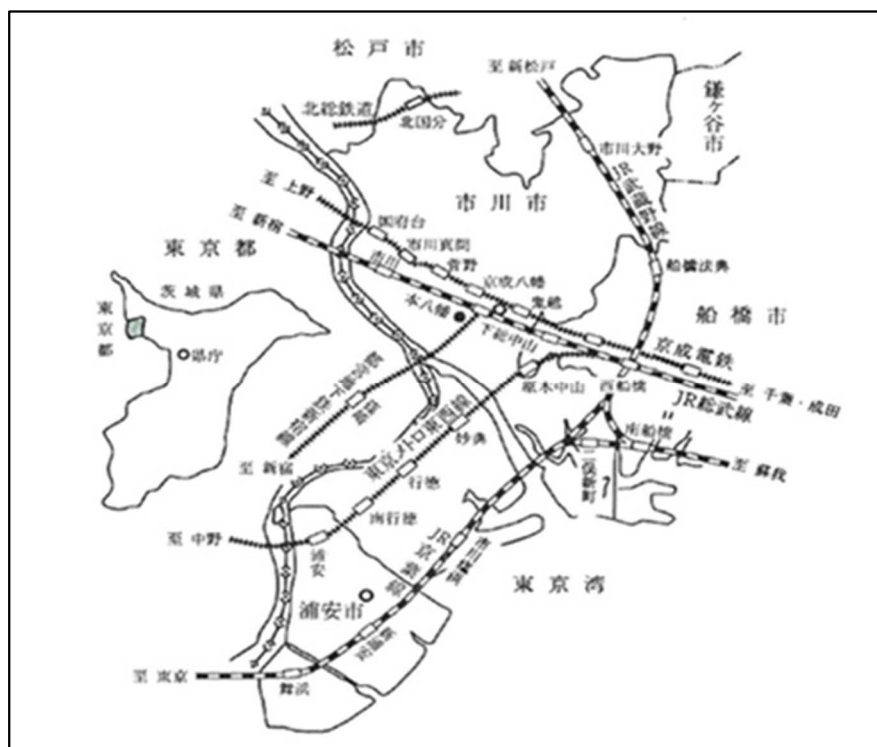
表 3 - (1) 管内人口及び世帯数等の概況

区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人／k m ²)	面 積 (k m ²)
管 内	319,197	662,202	8,858.89	74.75
市 川 市	240,224	492,752	8,577.05	57.45
浦 安 市	78,973	169,450	9,794.80	17.30
県 総 数	2,725,850	6,268,585	1,215.40	5,157.61

出典：(人口) 平成 30 年 10 月 1 日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積) 国土地理院 平成 30 年全国都道府県市区町村別面積調

図 3 - (1) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は、表 3 - (2) - アのとおりで平成 30 年 4 月 1 日現在の年齢 3 区分によると、0 歳～14 歳までの年少人口の割合は 12.5%、15 歳～64 歳までの生産年齢人口は 67.6%、65 歳以上の老年人口は 19.9%で、県に比べると生産年齢人口の割合が高く、老年人口の割合が低くなっている。

管内の平成 30 年 4 月 1 日現在の年齢 5 歳階級別人口構成は図 3 - (2) のとおりである。

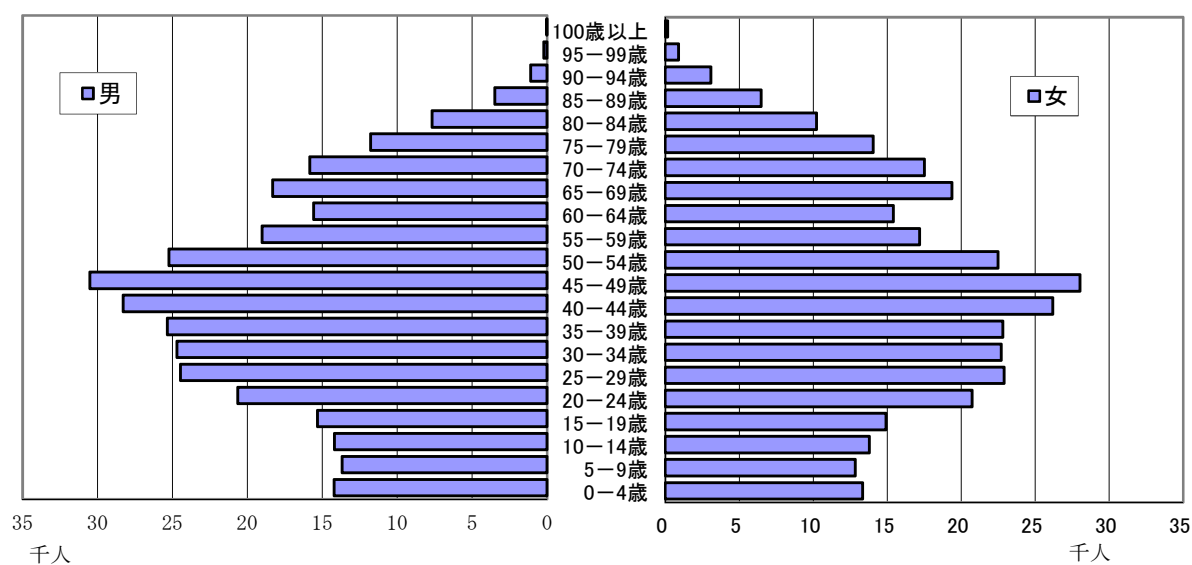
表 3 - (2) - ア 年齢構成の推移

(単位：人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不 詳	
			0 歳～14 歳	%	15 歳 ～64 歳	%	65 歳～	%		%
管内	15	603,608	83,340	(13.8)	450,624	(74.7)	69,644	(11.5)	—	—
	20	630,854	88,147	(14.0)	453,492	(71.9)	89,215	(14.1)	—	—
	25	630,528	85,354	(13.5)	435,078	(69.0)	110,096	(17.5)	—	—
	28	643,953	83,039	(12.9)	436,647	(67.8)	124,267	(19.3)	—	—
	29	650,007	82,785	(12.7)	439,875	(67.7)	127,347	(19.6)	—	—
	30	654,619	82,017	(12.5)	442,435	(67.6)	130,167	(19.9)	—	—
市川市	15	460,600	61,623	(13.4)	341,208	(74.1)	57,769	(12.5)	—	—
	20	470,823	61,995	(13.2)	336,484	(71.5)	72,344	(15.4)	—	—
	25	468,373	59,996	(12.8)	320,771	(68.5)	87,606	(18.7)	—	—
	28	478,542	59,307	(12.4)	321,544	(67.2)	97,691	(20.4)	—	—
	29	482,544	59,211	(12.3)	323,559	(67.1)	99,774	(20.7)	—	—
	30	485,767	58,877	(12.1)	325,157	(66.9)	101,733	(20.9)	—	—
浦安市	15	143,008	21,717	(15.2)	109,416	(76.5)	11,875	(8.3)	—	—
	20	160,031	26,152	(16.3)	117,008	(73.1)	16,871	(10.5)	—	—
	25	162,155	25,358	(15.6)	114,307	(70.5)	22,490	(13.9)	—	—
	28	165,411	23,732	(14.3)	115,103	(69.6)	26,576	(16.1)	—	—
	29	167,463	23,574	(14.1)	116,316	(69.5)	27,573	(16.5)	—	—
	30	168,852	23,140	(13.7)	117,278	(69.5)	28,434	(16.8)	—	—
総数	15	6,069,120	840,374	(13.8)	4,286,525	(70.6)	942,221	(15.5)	—	—
	20	6,199,089	833,409	(13.4)	4,184,741	(67.5)	1,180,939	(19.1)	—	—
	25	6,240,461	811,257	(13.0)	4,003,630	(64.2)	1,425,574	(22.8)	—	—
	28	6,269,146	789,266	(12.6)	3,885,576	(62.0)	1,594,304	(25.4)	—	—
	29	6,285,160	782,039	(12.4)	3,871,704	(61.6)	1,631,417	(26.0)	—	—
	30	6,297,271	773,764	(12.3)	3,859,943	(61.3)	1,663,564	(26.4)	—	—

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年 4 月 1 日現在）

図 3 - (2) 管内年齢 5 歳階級別人口構成図（平成 30 年 4 月 1 日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（平成 30 年 4 月 1 日現在）

表 3 - (2) - イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口 (単位：人)

		年少人口			生産年齢人口										老年人口							
年齢区分	総数	0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～
管内総数	654,619	27,535	26,516	27,966	30,230	41,381	47,366	47,406	48,138	54,466	58,540	47,727	36,191	30,990	37,678	33,336	25,811	17,893	9,974	4,190	1,114	171
男	329,625	14,207	13,678	14,183	15,327	20,643	24,479	24,706	25,337	28,287	30,512	25,241	19,018	15,576	18,308	15,830	11,776	7,674	3,497	1,106	216	24
女	324,994	13,328	12,838	13,783	14,903	20,738	22,887	22,700	22,801	26,179	28,028	22,486	17,173	15,414	19,370	17,506	14,035	10,219	6,477	3,084	898	147
市川市総数	485,767	20,524	18,994	19,359	20,681	28,692	35,187	35,937	36,263	40,357	42,674	34,706	27,076	23,584	28,562	25,724	20,342	14,475	8,184	3,376	924	146
男	246,671	10,531	9,786	9,861	10,610	14,919	18,619	19,019	19,497	21,374	22,539	18,440	14,228	12,021	13,924	12,115	9,182	6,084	2,834	883	185	20
女	239,096	9,993	9,208	9,498	10,071	13,773	16,568	16,918	16,766	18,983	20,135	16,266	12,848	11,563	14,638	13,609	11,160	8,391	5,350	2,493	739	126
浦安市総数	168,852	7,011	7,522	8,607	9,549	12,689	12,179	11,469	11,875	14,109	15,866	13,021	9,115	7,406	9,116	7,612	5,469	3,418	1,790	814	190	25
男	82,954	3,676	3,892	4,322	4,717	5,724	5,860	5,687	5,840	6,913	7,973	6,801	4,790	3,555	4,384	3,715	2,594	1,590	663	223	31	4
女	85,898	3,335	3,630	4,285	4,832	6,965	6,319	5,782	6,035	7,196	7,893	6,220	4,325	3,851	4,732	3,897	2,875	1,828	1,127	591	159	21
千葉県総数	6,297,271	240,729	261,210	271,825	291,516	325,576	330,553	364,952	405,309	484,107	513,920	420,185	362,417	361,408	463,023	413,155	337,539	237,832	135,509	58,599	15,505	2,402
男	3,143,123	123,717	134,400	139,198	149,835	168,663	172,893	189,653	210,005	251,772	267,147	218,134	185,760	180,538	225,285	195,764	157,721	104,112	49,390	16,125	2,680	331
女	3,154,148	117,012	126,810	132,627	141,681	156,913	157,660	175,299	195,304	232,335	246,773	202,051	176,657	180,870	237,738	217,391	179,818	133,720	86,119	42,474	12,825	2,071

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（平成 30 年 4 月 1 日現在）

4 健康相談

表 4 健康福祉相談及び検査の日

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区 分		曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談		第 1 火・第 2 月 第 3 火曜日 第 3 金曜日※	13:30～15:30 14:00～15:30※	予約制 ※) 浦安市健康センターで実施
DV 相談		<電話相談> 月～金曜日 <面接相談> 金曜日	9:00～17:00	相談専用電話 047-377-1199 面接相談は予約制
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談		月～金曜日	9:00～17:00	相談専用電話 047-377-8854
H I V 相談・検査 肝炎ウイルス 検査 (B 型・C 型)	即日検査	第 1・3 木曜日	13:30～14:00	予約制
	夜間検査	第 1 木曜日	17:15～18:00	予約制
腸内細菌検査		毎月 2 回 月曜日	9:00～10:30	有料
結核管理検診・ 接触者健康診断		第 1・3 水曜日 第 4 水曜日	9:30～10:30 14:30～15:00	対象者に通知

5 各種委員会

(1) 市川健康福祉センター運営協議会

地域保健法第11条及び千葉県行政組織条例第28条第1項の規定により設置している。

地域保健法第11条：

第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第28条第1項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表5－(1) 運営協議会委員名簿 (平成31年3月31日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
市川市長	村 越 祐 民
浦安市長	内 田 悦 嗣
千葉県議会議員	赤 間 正 明
千葉県議会議員	鈴 木 衛
千葉県議会議員	岡 田 幸 子
千葉県議会議員	プ リ ティ 長 嶋
千葉県議会議員	守 屋 貴 子
千葉県議会議員	矢 崎 堅 太 郎
和洋女子大学家政学群准教授	大河原 悦 子
市川市医師会会長	伊 藤 勝 仁
浦安市医師会会長	熊 川 均
市川市歯科医師会会長	石 井 広 志
浦安市薬剤師会会長	田 中 靖 祥
東京ベイ・浦安市川医療センター管理者	神 山 潤
国立国際医療研究センター国府台病院院長	杉 山 温 人
千葉県看護協会市川地区部会長	鈴 木 た ま え
市川市福祉公社理事長	大 西 純 子
浦安市社会福祉協議会会長	大 塚 久 美 子
市川保健所管内食品衛生協会会長	宇田川 正 美

(2) 市川保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定により設置している。

法律第24条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

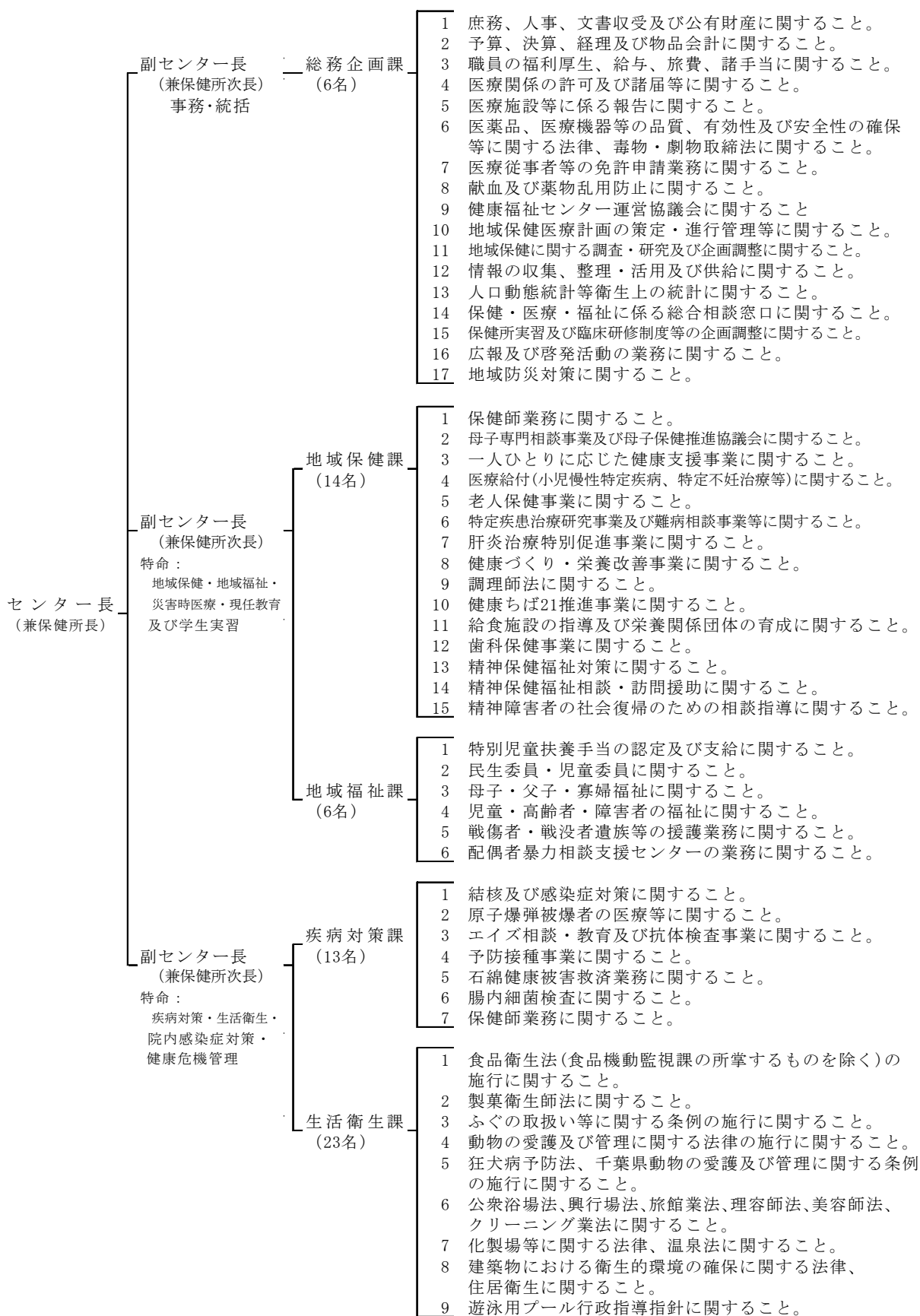
法律第18条第1項による通知、第20条第1項及び第26条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する10日以内の入院勧告、第20条第4項及び第26条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表5－(2) 感染症診査協議会委員名簿 (平成31年3月31日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
山口医院 院長	山口 隆
国際医療福祉大学市川病院 呼吸器内科部長	増山 英則
大塚医院 院長	大塚 智博
東京ベイ・浦安市川医療センター 総合内科医師	平岩 卓
小笠原司法書士事務所 代表	小笠原 謙吾

6 機構及び事務内容

(平成30年4月1日現在)



7 職員数及び配置状況

表7 職員配置（平成30年4月1日現在）

	セ ン タ ー 長【所長】	副 セ ン タ ー 長【次長】	総 務 企 画 課	地 域 保 健 課 【課長】	地 域 福 祉 課 【課長】	疾 病 対 策 課 【課長】	生 活 衛 生 課 【課長】	計
合計	1	3	6	【1】14	【1】6 (2)	13 (6)	【1】23 (10)	64 (18)
医師	1					1		2
事務		1	3	2	【1】4			10
薬剤師		1	2				4 (1)	6 (1)
獣医師							6 (1)	6 (1)
保健師			1	【1】7	1 (1)	5		14 (1)
診療放射線技師						1		1
臨床検査技師						6 (6)	【1】13 (8)	19 (14)
管理栄養士		1		2				3
精神保健福祉士				3				3
その他の技術職員					1 (1)			1 (1)
食品衛生監視員 《再掲》							3 (2)	3 (2)
環境衛生監視員 《再掲》							【1】5	5

(注)総務企画課長は、副センター長(事)が事務取扱となっている。

技術職員の内訳については、主たる職種とする。また、兼務職員の内数は()に、課長の職種は【 】に再計とした。